

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から同年10月まで
② 昭和52年5月から同年10月まで

私は、申立期間当時、季節労働者として働いていたが、厚生年金保険及び健康保険に加入していたとは思っていなかったため、国民年金及び国民健康保険に継続して加入しており、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和51年5月から同年9月までの期間、及び申立期間②は厚生年金保険の被保険者期間であるが、A市における申立人の国民健康保険の被保険者期間は、35年4月1日から平成20年4月2日まで継続していることが確認でき、申立期間中に国民健康保険の被保険者資格を喪失した記録は無いことから、申立人が、当該期間は季節労働者として働いていたが、厚生年金保険及び健康保険に加入していたとは思っていなかったため、国民年金及び国民健康保険に継続して加入していたとする申立内容は信用できる。

また、申立期間は、通算12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、納付意識の高さがうかがえるほか、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間において保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和51年5月から同年9月までの期間、及び申立期間②は厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者と

なり得る期間ではないことは明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月

昭和44年11月の国民年金保険料が未納とされているが、納付期間が「昭和43年10月分から昭和44年11月分まで」と書かれた領収証書があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書から、申立人が、未納であった昭和43年10月から44年11月までの国民年金保険料を49年12月25日に納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかである。

一方、申立人が所持する領収証書には、納付期間が「昭和43年10月分から昭和44年11月分まで1年1月間」（13か月分）と記載されており、当該領収証書の金額は13か月分を特例納付した場合の額に相当するものであるが、実際の納付月数を計算すると、「昭和43年10月分から昭和44年11月分まで1年2月間」（14か月分）と記載するのが正しい。

しかし、当該領収証書は申立人が届出した特例納付の申出書に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は1か月間と短期間である上、申立人は、昭和36年4月から44年12月1日に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間においては、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

私は、申立期間を含めた昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を、59 年 10 月 2 日に納付したことを示す領収証書を所持している。

社会保険事務所(当時)から、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間なので保険料を還付するとして、国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書が送付されてきたが、納得がいかないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めた昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を一括で納付した 59 年 10 月 2 日付けの領収証書を所持しており、申立期間の保険料が還付されていた事実は認められないことから、申立人が時効により納付できない期間を含めて、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

時効により申立期間の国民年金保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から38年6月26日まで
② 昭和38年6月26日から40年12月1日まで

脱退手当金を受給したとされている昭和42年ころは、同年8月に長女を出産し、その3か月後に夫のA市への転勤があるなど忙しかった。

退職時に会社から脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、支払い時の連絡も受けていない。また、私自身が申請した記憶も、受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和42年11月21日に支給されたこととされており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の期間に存在している、他の事業所における被保険者期間（昭和36年11月1日（取得）から37年7月16日（喪失）まで）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が脱退手当金の請求手続において当該期間を失念するとは考え難いことから、申立人は、脱退手当金の請求手続を行っていないものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から25年4月1日まで

A社に昭和24年12月1日から勤務しているが、厚生年金保険の加入記録が25年4月1日からとなっている。

申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の申立人に係る辞令が昭和24年12月1日付けであること、及び同年12月分から25年3月分までの「俸給受領證」（賃金台帳）に厚生年金保険料が控除されている旨の記載があることから判断すると、申立人は、24年12月1日からA社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る「俸給受領證」の記載から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成5年10月26日、資格喪失日が6年5月26日とされ、当該期間のうち、同年4月26日から同年5月26日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月26日から同年7月21日まで
農業を営みながらA社で勤務していた。

申立期間もパートタイマーとして勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、平成21年8月6日付けで、申立期間のうち6年4月26日から同年5月26日までの期間が厚生年金保険被保険者期間に訂正されているが、当該期間については、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

これに対し、申立人は、当委員会に対して、上記期間を含む申立期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立

てているものであるが、事業主提出の申立人に係る平成6年5月から同年7月までの給与明細書に、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認でき、A社では、「給与の締め日は毎月20日であり、前月分の保険料を控除することとしている。」と回答していることから判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認め、平成21年7月28日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を6年4月26日から同年5月26日に訂正する旨の届出を行っていることから判断すると、当該事業所は当初、申立人の資格喪失日を同年4月26日として届け出たものと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月から同年6月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和54年12月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月16日から同年12月1日まで

A社B店からA社C店に異動になった際の厚生年金保険の加入記録が途切れているが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における申立人の雇用保険の加入記録に未加入期間が存在しないこと、及び現在、A社の厚生年金保険等を一括で管理しているD社の回答から、申立人が、申立期間においてA社B店に勤務し、昭和54年12月1日付けで同店からC店に異動したものと認められる。

また、D社は、「A社では、異動は1日付けの発令なので、厚生年金保険等の手続も通常1日付けで行われるものであり、申立人の昭和54年11月分の厚生年金保険料については、A社B店で控除されているものと思われる。」と回答しているところ、申立期間より後の2回の異動においては、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、いずれも1日付けとなっている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社B店において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和54年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社では、申立人の申立期間に係る保険料を納付したか否か不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月1日から21年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年7月1日、資格喪失日に係る記録を21年3月31日とし、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、20年7月から同年11月までは30円、同年12月から21年2月までは、50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月から21年3月まで

昭和20年5月ころから21年3月までA社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

当時の辞令と給料明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令、給料明細書、及び同時期に入社した同僚の証言から、申立人が、昭和20年5月半ばから21年3月31日までA社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人提出の昭和20年8月分の給料明細書において、同年5月半ばから同年8月までと考えられる3か月分余りに相当する給料が一括して支払われていることが確認できるが、厚生年金保険料の控除は2か月分だけである上、申立人を書記補とする旨の辞令が同年7月1日付けであることを踏まえると、当該保険料は同年7月及び同年8月のものと推認できる。また、同年9月分から21年2月分までの給料明細書には厚生年金保険料の控除額が記載されているが、同年3月分の給料明細書には厚生年金保険料の控除額が記

載されていない。これらのことから、申立期間のうち、20年5月、同年6月及び21年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和20年7月1日から21年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書の控除額から、昭和20年7月から同年11月までは30円、同年12月から21年2月までは50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和21年8月5日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認できないが、当該期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る20年7月から21年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

平成18年7月の賞与に係る明細書では、社会保険料が控除されているが、厚生年金保険の標準賞与額のオンライン記録が無い。A社からは、社会保険事務所（当時）に対して健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、当該訂正処理もされている。

申立期間について賞与から厚生年金保険料が控除されていたので年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月10日に支給された賞与に係る明細書から、申立人は、30万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」の控えによれば、申立人と同姓同名で、生年月日と整理番号が異なる別人が届け出られていることが確認できる上、事業主も申立人に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月から33年4月まで
② 昭和33年5月から34年5月まで

A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）には、広告を見て面接を受けて正社員として採用された。

いずれの事業所でも、給与は現金で支給され、給与袋に明細が記載されていて、健康保険料と厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い上、当該事業所に係る商業登記簿謄本も見当たらない。また、申立人が記憶している事業主については、特定することができず、このほか、当該事業所の存在及び申立人の勤務の実態について確認できる関連資料等は得られなかった。

申立期間②について、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年7月1日であり、同日より前の期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、現在の事業主は「資料等は残っていないが、社会保険の新規適用以前の期間について保険料を控除することはあり得ないと思う。」と回答している上、連絡の取れた元従業員は、「私は昭和25年4月から勤務していたが、38年7月1日から厚生年金保険に加入した。」と回答しており、当該者については、昭和38年7月1日より前の期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記録となっている。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月30日から48年2月1日まで

A社は自分が立ち上げた会社であり、昭和47年11月にB市からC市へ移ったが、引き続き同じ事業内容であった。移転に伴う事務関係の手続は税理士に任せており、当然、社会保険関係も継続されているものと思っていた。

当時、仕事でD県へ行っていたが、帰った足で社会保険事務所（当時）に厚生年金保険料を持参したが、社会保険事務所は受け取らず、年金に関する説明もされなかった。当時の不親切な対応に納得ができない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社は昭和47年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できる上、同日より後の申立期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、申立人が移転に係る事務手続を任せたとする税理士についても、E税理士会本部は、「昭和47年前後の名簿を確認したが、（申立人の記憶している税理士について、該当者は）見当たらない。」と回答しており、このほか、該当者を特定できる情報は得られなかった。

また、申立人及び申立人の妻は、申立人が、申立期間のうち昭和47年11月から同年12月まで、D県に所在する他の事業所に勤務していたと述べており、このほか、申立人が当該期間においてA社に勤務していた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、当時、社会保険事務所において申立期間に係る厚生年金保険料を納付できなかったと述べており、また、当該事業所がC市内に移

転した際に勤務していたのは、事業主である申立人と申立人の妻の二人だけであったと述べているところ、申立人の妻も同様の内容を証言している。なお、申立人の妻については、当該事業所において昭和47年10月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の、同年11月15日付けで第4種被保険者（任意継続被保険者）の資格を取得した記録となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。